

2015.秋号
Vol.5

リラックス通信



うだるような暑さが過ぎ、涼しい風に秋の深まりを感じる今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？

今回はちょっと気が早いですが、年末調整時によく間違いが生じる「扶養親族」についてお話しします。配偶者や学生のお子さんが、パートやアルバイト収入だけで年間103万を超えると扶養親族には該当しなくなります。

税務上、扶養親族に該当するか否かは、「年間の合計所得金額が38万円以下」と規定されています。ここで一つの疑問が「所得とは何？」ということです。収入から必要経費を差し引いたものを所得といい、「収入」と「所得」は全く異なります。事業をされている方は馴染みがあるかもしれませんが、お勤めされている方（給与所得者）の「必要経費とは??」。これは年収に応じて給与所得控除額（最低65万円）というものが決められており、「給与所得 = 年収 - 給与所得控除額」となります。扶養親族の対象となるのが所得金額38万円以下、給与所得控除額が最低65万円ということから逆算しますと、年収が103万円以下であれば、税務上の扶養親族に該当するということになるわけです。

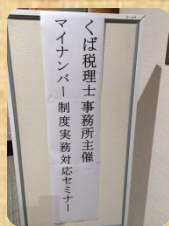
また、所得税法では所得を10種類に区分しており、給与は給与所得、年金は雑所得、不動産収入は不動産所得といったように収入の種類に応じて所得を計算し、それぞれの所得を合算した所得を合計所得金額とっております。そのため、給与以外に年金収入や不動産収入がある場合は、単純に103万円といった数字だけで判断するのではなく、あくまで合計所得金額が38万円以下かどうかで判断します。

なお配偶者に限っては、収入が給与のみで、年間103万円超141万円未満の場合、扶養親族の対象にはなりません、「配偶者特別控除」という別枠で控除を受けることができます。

ちなみに、配偶者のパート収入について、103万円という数字以外に130万円という数字もお聞きになったことがあるかと思います。130万円以下というのは社会保険上の扶養親族に該当する基準です。同じ扶養親族でも、税務と社会保険では基準が異なりますので混同しないようにご注意ください。

 **くば税理士事務所**

兵庫県川西市小花 1-11-19 曙ビル 301号
TEL: 072-757-8419
FAX: 072-744-7116
E-mail: info@kuba-tax.com
URL: <http://www.kuba-tax.com/>



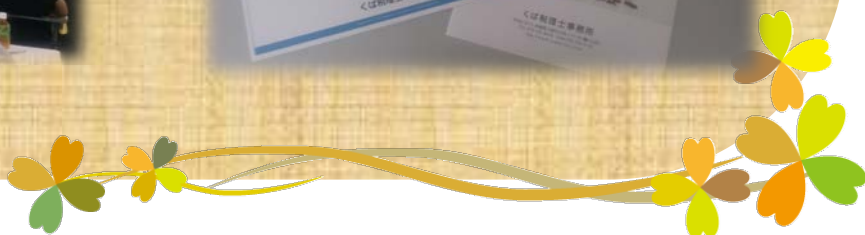
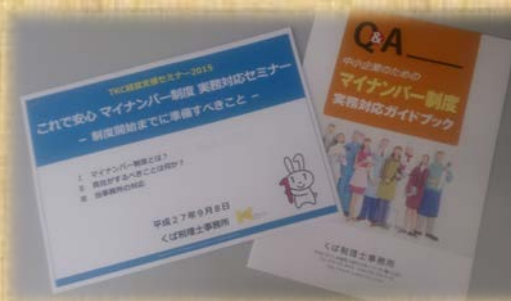
セミナー開催しました

最近、情報番組でもよく取り上げられるようになった「マイナンバー制度」が、いよいよ10月より個人番号の通知が始まり、来年1月より一部運用が開始されます。皆様準備はよろしいでしょうか？

当事務所におきましても、お客様を対象とした「マイナンバー制度実務対応セミナー」を8月26日（水）と9月8日（火）の二日間にわたり開催しました。両日とも、①マイナンバー制度とは？ ②貴社がすべきことは何か？ ③当事務所の対応 の3点についてお話しいたしました。

ご参加いただいた方からは、「マイナンバー制度について思い違いをしていた」、「会社でどのように対応したらよいか分かった」などの声を頂きました。

時間の都合で質疑応答の時間を取ることができませんでしたが、今後は個別にサポートさせていただきますので、何でもご相談ください！



ホームページを近日リニューアル！

お堅いイメージを持たれている方も多い税理士事務所ですが、今回は少しでも皆様に身近に感じていただけるような存在になりたいという思いから、親しみを持って頂けるような感じに、なおかつわかりやすいホームページを心がけてみました。

ホームページからは事務所スタッフのブログにもリンクしています。

普段、監査時には見れないスタッフの一面も垣間見れるかもしれませんよ(*^^)是非、ご覧いただければと思います。

